

当院を受診された患者さんへのお願い

～採血・採尿時における注意点と血液・尿などの検査検体、病理検体の教育・研究・検査の精度管理への使用について～

藤田医科大学病院長

藤田医科大学病院は、高度の医療を患者さんに提供するために日々努力を続けております。

医療水準を一層向上させ、患者さんの満足度を高めていく上で、診断や治療の進歩に貢献する研究、検査技術の維持・向上、学生および医療従事者の教育などへの積極的な取り組みが必要なことはいうまでもありません。

藤田医科大学病院では、このような研究、診療、教育の発展のために、診療に伴って採取される患者さんの検査検体や病理検体を使用させていただくことを、ここに一括してお願いいたたく存じます。その内容を以下に説明します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ごく稀に採血後、手指の痛みやしびれ、腫れの合併症を伴う場合がありますが、その際の処置については通常の保険診療となります。

なお、同意されない場合は、主治医・担当医へお申し出いただくとともに、書類「不同意書」へのご記入をお願いいたします。

1. 血液・尿などの検査検体、病理診断用の組織や細胞などの病理検体が対象となります。
2. これらを、教育、研究、検査の精度管理の目的に使用させていただきます。
3. これらは病院が責任をもって保存・管理し、不適正に使用しないことをお約束します。
4. 検査検体、病理検体などは、一定の保存期間が過ぎた場合、適切に破棄いたします。
5. 使用にあたっては、個人のプライバシーを細心の注意をもって保護いたします。
6. 不同意であっても、診療上の不利益を受けることは決してありません。
7. 同意された場合でも、いつでも撤回することができます。
8. これら検体を研究に用いる場合には、藤田医科大学に設置された研究に関する倫理審査委員会において、わが国の研究に関する倫理指針に従って厳格に審査され、承認を受けた後に実施されます。
9. 親から子へと伝わる遺伝子に関する研究（ヒトゲノム・遺伝子解析研究）の場合は、今回の同意に含まれません。研究を行う場合には、改めて研究への同意をお願いいたします。
10. 研究の成果によって生じた知的財産権は藤田医科大学に帰属します。
11. 患者さんの意思が確認できない場合は、代諾者の方に同意をお願いいたします。
12. このお願いに関して、詳細な説明文書がありますので、ご希望の方にお渡しいたします。ご遠慮なく、主治医・担当医におたずねください。さらに、ご希望の方には、詳細説明文書に付随した関連資料を準備して、担当者が説明いたします。